

宮内省の旧藩事蹟取調事業と史談会 (上)

白石 烈

はじめに

本稿は宮内省の旧藩事蹟取調事業の実態解明を目的とする。この事業は明治二十一年（一八八八）七月十日付で、公爵島津家（旧薩摩藩）・公爵毛利家（旧長州藩）・侯爵山内家（旧土佐藩）・侯爵徳川家（旧水戸藩）四家に対して、嘉永六年（ペリー来航の年）から明治四年（廃藩置県の年）までの国事軌掌始末の編纂を命じる明治天皇の「御沙汰」が伝達されて開始された。

宮内省の修史事業については、『大政紀要』や『孝明天皇紀』を始めとして、「宮内省系」の王政復古史観と評価されているが、上述の旧藩事蹟取調事業がどのような歴史的品格を持っていたかについては明らかにされていない。わずかに「議会勢力に対応し」つつ「天皇制国家の支配の正統性を強く打ち出す」という「権力側の緊急課題の一つ」として位置づけようとする見解が、正面から評価する数少ない例といえる。ただし、同時に宮内省は旧藩事蹟取調を拡大させようとする史談会に冷淡だったとも述べられており、宮内省の意図に関する評価が難しくなっている。

むしろ、後に宮内省から命令を受けた大名華族が全家に及び、これを契機として各家の相互連絡のために史談会が結成されたことから、史談会結成の契機としてその存在に言及してすまされてしまう傾向が多いように思われる。

そのため、宮内省の旧藩事蹟取調事業の実態分析となると、いまだ不明な点が多い状態である。これは①事業の具体的な展開内容、②宮内省と史談会の関係、③この事業によって宮内省に提出された旧藩事蹟取調書類の全体像という三点の課題に整理することができる。

まず①については、何より宮内省の公文書に基づいた分析が必要である。本稿ではこれまで扱われなかった宮内省公文書も可能な限り分析し、事業の終期など基礎的な事項についても解明していきたい。

②については、史談会（大名華族）側が宮内省に要望した内容と、宮内省が示した反応を、双方向から分析することが必要となる。全大名華族への国事関係書類提出命令の存在は、一見すると宮内省による大規模事業の展開を想起させるが、実態に即して分析してみたい。

③については、最初に命令降下された四家（薩・長・土・水戸）の提出物が明らかになっているが、その他は一部を除いてほぼ不明である。この四家以

外から提出された旧藩事蹟取調書類は、現在宮内庁書陵部図書寮文庫に所蔵されているが、戦前に宮内省図書寮の整理基準によって分類されているため、史料としてのまともには維持されていない。そのため現在の目録上からそれを抜き出す作業は困難である。本稿では宮内省公文書に残された図書寮整理前の目録との照合作業を行い、宮内省に提出された旧藩事蹟取調書類を確定させる。併せて宮内省に書類を提出しなかった大名華族にも注目し、宮内省の旧藩事蹟取調事業について、いくつかの論点提示を試みたい。⁽⁶⁾ただし、紙幅の関係から本稿では上記課題の①と②を扱い、課題③については続稿で述べることにする。

一 薩摩藩島津家・長州藩毛利家・土佐藩山内家・水戸藩徳川家
への特命降下と史談会

(一) 特命四家【第一グループ】

明治二十一年七月十日、宮内大臣から公爵毛利元徳・公爵島津忠義・侯爵徳川篤敬・侯爵山内豊景に国事鞅掌始末の編纂命令が伝達された。この件の宮内省内の稟議を示す史料をカガミも併せて以下に掲載する。

欄外朱書
「大臣ヨリ言上済」

明治二十一年七月七日

大臣[㊦]

内事課長[㊦]

次官[㊦]

内事課次長[㊦]

内蔵頭[㊦]

(朱書)
「鳥ノ子拾行野紙認」

宮内省
内事課
第七三三号

各通

(割印) 公爵毛利元徳

(割印) 公爵島津忠義

(割印) 侯爵徳川篤敬

(割印) 侯爵山内豊景

嘉永癸丑ノ年以来明治辛未ニ至ルマテ、其旧藩ニ於テ国事ニ鞅掌セシ始末詳細取調、向三ヶ年ヲ期シ編製可致旨 御沙汰候、此旨相達候事、

但、補助費トシテ一ヶ年金千円宛下賜候事、

明治二十一年七月十日

宮内大臣[㊦]

ついで八月二十一日には宮内書記官足立正声が宮内省側の担当に任じられ、以後拡大していく旧藩事蹟取調事業の主任として大名華族側との窓口となっていく。⁽⁸⁾

本稿では上記四家を便宜上、特命四家【第一グループ】と呼称して論を進めていきたい。【第一グループ】と他の大名華族との違いを指摘すれば、①国事鞅掌始末の「編製」(編纂)を命じられていること。②年限が三ヶ年と定められていること。③編纂補助費が支給されていること。④明治天皇に口頭報告されていること、が挙げられる。

特に④は、カガミの欄外朱書「大臣ヨリ言上済」から、宮内大臣土方久元から明治天皇に口頭報告された承済みになったことを示している。この四家に編纂命令が下された契機については薩摩藩士の働きかけがあったようである。⁽⁹⁾それに加えて、先行研究でも指摘されているが、明治天皇が孝明天皇宸翰に興味を持たれたことの影響もある程度考慮する必要があると思われる。⁽¹⁰⁾

この特命降下の約一ヶ月前の六月十四日、公爵島津忠義等は、島津久光国葬の御礼言上に参内し、幕末期に父親の島津久光が孝明天皇から下賜された宸翰類を奉呈した。⁽¹¹⁾この直後から明治天皇は侍従を京都に差遣して孝明天皇宸翰の調査を行わせており、⁽¹²⁾【第一グループ】への特命降下の契機として、明治天皇のいわば個人的関心が存在したことは無視できないように思われる。

(二) 史談会の結成と大名華族への命令降下要請

翌明治二十二年四月二十五日、東京の日枝公園内星岡茶寮において初めて史談会が開催され、「史談会約」が制定された。⁽¹³⁾史談会の発足である。同会は大名家一族のみでの正確な明治維新史編纂は困難との立場から結成されており、その目的は、入会した各家編輯員による史料の相互交換と質疑であった。これは後に、将来の国史編纂の材料となり得る史料収集と談話聴取(史談速記)の二本柱に整理され、同時に他の大名華族にも特命四家同様の命令が下ることを宮内省に要望していく。

【第二グループ】

まず宮内省では明治二十二年七月一日付にて公爵徳川家達(徳川將軍家)・侯爵浅野長勲(広島藩)・侯爵松平茂昭(越前藩)・侯爵徳川義礼(尾張藩)・子爵松平定教(桑名藩)・子爵松平容大(会津藩)の六家に命令を伝達している。

(欄外書込)
「言上済」

…(中略)…

嘉永癸丑以来明治辛未ニ至ルマテ、其旧藩ニ於テ国事并ニ時勢ニ関スル
文書類、当時ノ秘密ニ属スルモノト雖モ取捨ナク、「其俣」取「纏メ」
(朱書)
(抹消)

(朱書)
「束不」可差出旨 御沙汰候、此段相達候事、

明治廿二年七月一日

宮内大臣⁽¹⁴⁾

この六家を便宜上【第二グループ】とする。特徴は徳川將軍家・会津松平家・桑名松平家という、いわゆる「朝敵」藩が対象になっている点である。カガミ欄外の「言上済」の書き込みから、この【第二グループ】への命令も宮内大臣から明治天皇に口頭報告されたことが分かる。ただし、文面は特命四家(【第一グループ】)と異なっている。提出すべきは国事・時勢に関する文書類(以下、国事関係書類)であって、特命四家に命じた編纂物(国事鞅掌始末)ではない。したがって編纂補助費の下賜もなく、また提出期限も定められていない。宮内省としては長時間を要する作業を【第二グループ】に求めていなかったと考えざるをえない。実際、命令の文面も起案段階では「取捨ナク取纏メ、可差出」とあったものが、決裁の過程で「取捨ナク、其俣取束ネ可差出」と修正されている。これは史料そのものを文字通り束ねて提出すればそれで構わず、特命四家のような編纂業務をおこなう必要がないことをより明確にするための修正だったと考えられる。

他方、同じ七月に宮内大臣土方久元から会津松平家に対し、別途「口達」にて旧藩主松平容保が京都守護職在職中に孝明天皇から下賜された宸翰を宮内省に提出し、明治天皇の御覧に供するよう命じられている事例は注目できる。松平容保は七月二十日に宸翰を宮内大臣邸に持参して提出し、⁽¹⁵⁾天覧に供された宸翰四件五通は明治天皇から謄写が命じられ、八月十五日に完了し松平容保に返却されている。その後、これらの宸翰類は明治天皇御手許書類として別途保管されている。⁽¹⁶⁾【第一グループ】への特命降下の契機のひとつに

鳥津久光宛孝明天皇宸翰の奉呈があったことを考慮すると、【第二グループ】への命令降下と並行して孝明天皇宸翰提出の「口達」があったことは、宮内省の旧藩事蹟取調事業の初期に定められた狙いのひとつがうかがえるように思われる。⁽¹⁷⁾

いずれにせよ、史談会側が宮内省の意図にどれほど留意していたか判然としないが、この後も宮内省に対し、全大名華族への命令降下を段階的に要請していく。

【第三グループ】

明治二十三年（一八九〇）十二月五日付で侯爵池田章政（岡山藩）・侯爵池田輝博（鳥取藩）・侯爵鍋島直大（佐賀藩）・侯爵細川護久（肥後藩）・侯爵黒田長成（福岡藩）・伯爵伊達宗徳（宇和島藩）の六家に命令が下されている。⁽¹⁸⁾ 【第三グループ】はおもに国持大名クラスが選定されているといえる。

文面は【第二グループ】のものを踏襲しており、以後【第四グループ】以下でも同様である。また、明治天皇への口頭報告も確認できなくなる。

なお、これに先立つ同年九月には、宮内省は特命四家に対して馬場先門内の宮内省分局の一室を貸与し、「毛利外三家旧藩事蹟取調所」として使用することを許可している。⁽¹⁹⁾ これが旧藩事蹟取調所であり、翌明治二十四年七月には赤坂離宮に移転するが、以後史談会の活動の場となっていく。

【第四グループ】

明治二十四年六月十日付で侯爵蜂須賀茂韶（徳島藩）ほか八十六家に命じられた。⁽²⁰⁾ この命令降下を請願したのは、鳥津家・毛利家・山内家・水戸徳川家の各編輯員以外に、黒田家（福岡藩）・池田家（鳥取藩）・伊達家（宇和島藩）・松平家（越前藩）・徳川家（尾張藩）の編輯員が連名しており、【第三

グループ】までの命令降下を契機に、各家の旧藩事蹟調査が拡大している様子が見える。

このグループは徳島藩蜂須賀家以外に和歌山藩徳川家・加賀藩前田家が含まれるほか、彦根藩井伊家など伯爵・子爵家が該当している。

【第五グループ】

同年六月二十六日に命じられている。伯爵徳川達道（一橋徳川家）や子爵毛利元功（徳山藩）など計一一家で、おおむね維新直後に立藩された家が該当している。

【第六グループ】

翌月の七月十八日発令で、子爵井伊直安（与板藩）ほか二七家ですべて子爵家である。⁽²³⁾

【第七グループ】

明治二十五年三月十四日付で侯爵尚泰（琉球藩）ほか一三八家に命じられた。⁽²⁴⁾ 尚泰以外はすべて子爵・男爵家である。

【第八グループ】

厳密には独立したグループではなく、これまでの命令降下から「脱漏」していた五家で、明治二十六年十二月十九日に発令されている。⁽²⁵⁾ また、明治二十七年一月十日になって男爵林忠弘（旧請西藩）に提出命令が下された。⁽²⁶⁾ 請西藩は戊辰戦争時に藩主林忠崇が「脱藩」して東征軍に抗戦したため、林家は士族に落とされていた。明治二十六年十月に華族に列せられたため、旧藩事蹟取調所の鳥津家編輯員寺師宗徳の要望があつて命令降下となった。これで全大名華族への命令降下が終了したことになる。

(三) 宮内省の姿勢

【第二グループ】以降の大名華族への命令降下は、特命四家ほかの編輯員の要請を受けて宮内省が実行したものであった。つまり、宮内省が自発的かつ積極的に対象の大名華族を拡大させたわけではない。実際、【第五グループ】への降下終了後の明治二十四年七月六日、大名華族編輯員からさらに【第六グループ】への発令希望が上がってきたことに対し、旧藩事蹟取調主任足立正声は内事課次長齋藤桃太郎宛の書簡にて次のように述べている。

旧藩事蹟取調之件ニ付、尚別紙各家へも御達相成度趣申出ニ付、可然ノ御計被下度、実ハ追々ダラ／＼ノ申出ニ而、不都合ノ趣ニハ候へ共、過日一同会合話合候処、何故某々ニハ御達無之哉ト不審事ノ向も有之よしニ而、夫より心付、更ニ取調候趣ニ候、

足立が五月雨式の命令降下要求に対して「ダラ／＼ノ申出」であり「不都合」と否定的な評価を下している点に注意したい。さらに、【第六グループ】への発令後の十月二十七日、足立正声は毛利家編輯員の中原邦平に対して、「過般旧藩事蹟取調を命せられし諸家の外、尚ホ命令を請ふべき家ありや」と「照会」している。⁽²⁶⁾ おそらく、度重なる要望を前に、これがいつまで続くのかと不安を感じていたのではないだろうか。

これらのことから、宮内省が主体的に事業の必要性を認めていたのは特命四家（【第一グループ】）のみで、明治天皇への言上の有無を考慮しても【第二グループ】までだったと考えられる。それ以外は大名華族の編輯員有志（史談会の中心的存在）からの要望を受けておこなわれた、受動的なものだったと評価せざるをえない。

二 宮内省の旧藩事蹟取調構想と大名華族側の要望

(一) 宮内省と大名華族側の差異

しかし、結局宮内省は本意ではなかったとはいえ、明治二十五年三月十四日付で【第七グループ】にも発令している。この時点で一部の脱漏諸家はあったものの、おおむね全大名華族に国事関係書類の提出が命じられたことになる。

それでは、宮内省内では全大名華族から提出される（であろう）国事関係書類に対して、どのような整理方針を検討していたのだろうか。それは大名華族側の要望とどのような差異があったのだろうか。宮内省と大名華族家側の「綱引き」から確認してみたい。

まず、この時期に大名華族側が宮内省に要望した案には、①宮内省内に「明治中興史編輯局」を設立する案（明治二十四年五月二日）、⁽²⁹⁾ ②旧藩事蹟取調所を「近世史料編纂局」へ改称する拡大案（明治二十五年三月十二日）、⁽³⁰⁾ ③宮内省内に「臨時編史局」を設立し、「維新中興史料」の「編録」を実行する案（明治二十六年二月二日）、⁽³¹⁾ ④宮内省内に「国史編纂局」を設立する案（明治二十六年二月十八日）⁽³²⁾ が確認できる。

細部に違いはあるもの、おおむね宮内省内に明治維新に特化した大規模な編纂局を設置することを要望する案といえる。

これに対して宮内省側は、①宮内省から一二〇〇円を一ヶ年支出し、写生字・速記生・筆紙墨等に充てる。かつ「編輯委嘱」の趣旨で諸家編輯員のみから「編輯長」と「編輯員」を「公撰」して無報酬で「宮内省に必須の史

料を編集」することを委嘱する案（明治二十五年三月七日）、⁽³³⁾②宮内省図書頭児玉愛二郎の「自癸丑至辛未国事二関スル書類整理意見案」（明治二十五年五月）⁽³⁴⁾の二案である。

(二) 図書頭案の検討

このうち図書頭案は最終決定ではないので留保すべき点もあるが、大名華族側の要求に対する宮内省の方針としては具体的な情報を含む史料であるので、各項目ごとに詳しく検討する。

まず、総論にあたる「各家書類整理意見」からみる。

右、徳川宗家ヲ初、武家華族各家ヘノ御達ハ、毛利外三家ノ内請ニ基クト雖トモ、既ニ宮内大臣ヨリ達セラレタルコトニモ有之、又復古ノ史料トモナルヘキモノヲ蒐輯スルハ、此際闕クヘカラサルコトニ付、其既ニ差出シタルモノニシテ、御用済下付ヲ申出タルモノハ、其書類ヲ検閲シテ、或ハ全部ヲ謄写シ、或ハ有用ノ部分ヲ抜抄シ、又其未タ差出サ、ル分ハ、之カ督促ヲナシ、以テ材料ヲ整備スルハ現今ノ要務ニ付、此際着手相成リテ然ル可シ、又各家ヨリ差出セシ書類ノ内、互ニ精粗省略可有之ニ付、検閲ノ上ハ其事柄ニ応シ、其家ニ就キ取調ヘ、其事項ノ顛末ヲ可成詳悉ナラシメ度、然ルニ何レノ部局モ常務差湊居候ニ付、右整理ニ従事スル吏員及之ニ属スル費用ハ別途御支出相成度、

まず、図書頭は「復古ノ史料」となるものを収集することは不可欠であり、提出書類の検閲、謄写、抄出、さらに未提出大名華族への督促などを行い、それらの「材料ヲ整備スルハ現今ノ要務」なので作業に着手すべきと、その必要性を認めている。ただし、そのために必要な調査を担当する部局は、宮

内省内の各部局は業務繁忙のため適切ではなく、別途人員と費用を支出すべきとする。

(三) 必要な人員と費用

この人員と費用については、「書類整理担当」として雇または嘱託員が一人（三五円給）、その「助手」として雇または嘱託員一人（一五円給）が必要としている。特に「書類整理担当」は書類の「検閲」と内容の「精粗ヲ考案」するため、「稍学識アリテ当時ノ情態ニ通スルモノ」でなくてはならないとしている。

これに史料を筆写する写字生（一ヶ月九円）を三人加えたのが必要人員である。

さらに必要な消耗品や通信費が二三円で、卓や椅子などは別途現物支給するとしているから、必要経費は上記人件費七七円と足して合計一〇〇円と計算している。

(四) 取調書類の整理方針

次に、「書類整理順序」の項目をみてみる。

一、担任員ニ於テハ、各家ヨリ差出セル書類ヲ閲覽シ、必要ト見認ルモノニシテ、副本無キヲ以テ下付ヲ乞モノハ、或ハ之ヲ全部謄写シ、又ハ拔萃ノ運ヒヲ為シ、校訂ヲ経テ原本ハ各家ヘ下付スルモノトス、
一、差出セシ書類ノ内、事項ノ始末明瞭ナラス、或ハ関係書類ノ完全ナラサルモノハ、各家ニ照会シテ、可成完全ナラシムヘシ、
一、書類ハ整理ニ止リテ編纂ニ非ル故、担任員ニ於テ取捨損益ス可カラ

ス、

一、書類ハ各家各別ニ整理シ、混合スヘカラス、

宮内省の想定した事業内容として、提出書類を大名華族家に返却する必要がある場合は、謄写または抜粹することが挙げられている。注目すべきは、必要なのはあくまで提出書類の整理作業であつて編纂ではないと断言している点である。併せて提出した家ごとに史料のまとまりをくずさないことを主張していることから、たとえば史料稿本のような編纂物を作成する作業は想定されていないといえる。あくまで史料内容を明確化するための確認作業にとどめる案だったといえ、図書頭案は旧大名華族側の要請と比較すると、かなり限定的かつ消極的内容だったことになる。

（五）事業主管者の区別

最後に、提出書類の整理作業を宮内省図書寮の主管事業とするのか、宮内省の外部に任せるのかの判断基準の一つに、旧藩事蹟取調の「官・私」の区別にあつた点に言及したい。図書頭案の「旧藩事蹟取調ノ輩、宮内省へ集會止ラレ度件」がそれに該当する。

一、旧藩事蹟調ノ輩、宮内省中へ集會ハ材料交換・質疑討論ノ為メ一室ヲ貸渡レシ処、追々云々申立モ有之、私会変シテ官会トナルノ傾キ有之、今般宮内省中ニ各家書類整理掛ヲ置カル、時ハ、此際官・私ノ別ヲ明ニシ、繁累ヲ絶レズテハ、将来種々ノ論議ヲ生シ、整理上ノ支障ト相成ル可ク、且近時ハ史談会ナルモノアリテ、各家相互ノ質疑等ハ相弁スヘキニ付、右ノ辺ヲ以テ自今宮内省へ集會相止ムヘキ旨、旧藩調ノ輩へ御達相成度、

前文御允許ノ上ハ、各家書類整理ハ図書寮ノ主管トシ、頭・助之ヲ董督シテ成功ヲ期スヘシ、其期限ニ至リテハ予言シ難シト雖トモ、凡三ヶ年ヲ期シ竣功ス可シト存候、尚詳細ハ本件御決定ノ上、追々稟申致スヘク候、

当時、旧藩事蹟取調所は宮内省の赤坂離宮内の旧元老院建物内に置かれていた。各家の取調員が同所に集會し、材料の交換や質疑を繰り返していた（実はこれが史談会の活動に該当している）。しかし、宮内省内ではこれを問題視し、「私会」である史談会が「官会」に変質することへの警戒感が強かったようである。そのため、仮に宮内省内に新たに「各家書類整理掛」を設置する場合は、「官・私ノ別」を明らかにするため、各家の旧藩事蹟取調員の宮内省内集會を禁止し、代わりに外部の史談会で活動させることを検討していたのである。

これらの変更を経たうえで、各家提出書類の整理は図書寮の主管とし、図書頭・図書助が監督し、約三ヶ年で完了する見込みを立てていた。

この図書頭案で指摘されているように、旧藩事蹟取調事業には公私不明の側面が存在していたのは事実である。当初、旧藩事蹟取調所は特命四家の活動のために宮内省が設置したものであったが、嘉永六年から明治四年までの国事関係書類の提出が旧大名華族に命じられたため、各家の取調員が旧藩事蹟取調所を多く使用するようになっていた。しかも、参集する各家の取調員は史談会会員でもあり、旧藩事蹟取調所での会合や談話聴取も史談会の活動として行われていた。³⁵しかし、宮内省が命じたのは国事関係書類の提出であり、各家の編輯員の任命は旧大名華族側で行ったものである。さらにその編輯員らが会員でもある史談会は、各家の相互連絡等のために自主的に結成さ

れた組織にすぎない。宮内省にとって同会は「私会」なのである。その私的存在である史談会が、自らの活動のために宮内省の旧藩事蹟取調所（官の組織）を恒常的に使用することに対して、宮内省内で疑問視する意見が少なくなかったようである。

図書頭案はその解消を図ったものといえよう。この案が求めるように宮内省図書寮内に「各家書類整理掛」が設置された場合、現状の旧藩事蹟取調所は閉鎖されることが想定されていたと思われる。

しかし、一方で史談会の活動が旧藩事蹟取調事業と密接不可分な状態になっていたことも事実であった。図書頭案では抹消されている以下の部分は、旧藩事蹟取調所への集会禁止への反発を考慮して、図書頭が当初想定していた代替案といえるものである。

尤、先般来足立正声取扱掛リノ次第モ有之、徒ニ集会ヲ止ラレ候ノミニテハ事情穩カナラサル場合モ候ハ、史談会中へ一ヶ年、若クハ一ヶ月ニ若干金ヲ賜与シテ補助費ニ充テラレテ可然カ、旧藩調へハ是迄備品、又ハ湯茶等仕向ケラレタルニ付、其代リ前書金額賜与相成ルトモ、甚シキ出入損益有之間敷ト存候、

旧藩事蹟取調所での集会を禁止する代わりに、史談会に一定額の補助金を支給して活動の資とする案である。この史談会への補助金支給という案は、その後旧藩事蹟取調所への支給として実現する。

いずれにせよ、図書頭案が実現すれば、①宮内省図書寮内に「各家書類整理掛」が設置される。②人員は整理担当者一名、助手一名、写字生三名の五名。③大名華族から提出される国事関係書類の整理（内容確認、疑問箇所の各家への質問、提出書類の謄写または抄録など）に従事し、編纂業務はおこ

なわない。④必要経費は月額一〇〇円。⑤期限は約三年で完了の見込み。⑥旧藩事蹟取調所は閉鎖する。⑦各家の取調員は史談会に参加して提出書類作成に必要な相互連絡をとる、という流れになったと考えられる。

(六) 国事始末取調費の支給決定

この図書頭案がその後宮内省内でどのような検討されたのかは不明であるが、結果として翌二十六年五月八日、宮内省は旧藩事蹟取調主任である東宮亮足立正声に対し、事業完結見込み一ヶ年として、「国事始末取調費」月額一〇〇円を「交付切」で支給することを決定している。³⁶ この国事始末取調費の受け取り主体が史談会なのか旧藩事蹟取調所なのか、若干の混乱はあったが、最終的に旧藩事蹟取調所に決まっている。³⁷

この決定と図書頭案を比較すると、宮内省図書寮内に専任部局である「各家書類整理掛」を設置して旧藩事蹟取調所を閉鎖する案は採用されなかったと指摘できる。それは各大名華族家の取調員が宮内省内で集会することを認めることを意味しており、それゆえ史談会ではなく旧藩事蹟取調所への国事始末取調費支給になったと解釈できるだろう。

また、国事始末取調費の月額一〇〇円は、図書頭案で計算されていた「各家書類整理掛」の必要経費と一致している。これは宮内省が想定していた旧藩事蹟取調所での事業内容が、整理担当者・写字生合計五名でおこなえる程度の史料整理だったことを示しているといえよう。無論、国事始末取調費は「交付切」なので、どの作業にどのくらい使用するかの判断は旧藩事蹟取調所側に一任されたが、事業内容としては上記の範囲を超えるものは想定されていないと考えられる。事業期間は一ヶ年とされているが、図書頭案が

三ヶ年の予想を立てていたことを考えると、二回の事業延長までは想定していたのではないだろうか。

いずれにせよ、旧藩事蹟取調所への国事始末取調費支給という宮内省の決定は、宮内省内に大規模編纂部局を設置してほしいとする旧大名華族側の要望を拒否したことを示している。同時に、明治二十二年以降段階的に提出命令が下されていた【第二グループ】以下に対して、国事関係書類の提出期限が明治二十七年四月までと設定されたことを意味している。

（七）国事始末取調費の変更と宮内省の意図

宮内省の旧藩事蹟取調所に対する消極的姿勢はさらに続く。明治二十六年十一月十八日には、翌二十七年一月からの国事始末取調費を月一二五円に増額することを決定しているが、これは以下に示すように取調事務所の省外移転を実現させるための処置であった。

旧藩事蹟取調所之儀ハ、現今赤坂離宮内旧元老院跡之建物中ニ設置有之、同所ニ於テ使用スル器具及湯吞所ニ属スル消耗品・給仕・小使之類ハ、総テ本省ヨリ支給致居候処、懸隔之場所ニテ何分不便モ不尠、且同所ニ出頭スル者ハ旧各藩多数ノ人士ニシテ、離宮内之場所ニ出入スル不便モ有之候ニ付、旁以テ自今右取調所ハ他ニ移転シ、其費用モ総テ本省ヨリ分離シ、一個单独之経済ニ任セ候方可然候、就テハ是迄右取調主任足立正声へ国事始末取調費トシテ毎月支給相成居候金百円之外ニ、一ヶ月金貳拾五円ヲ増給シ、右ヲ以テ事務所ニ充ツヘキ家屋ノ費用ヲ始メ、器具・消耗品ヨリ使役之人員ニ至ル迄、一切自弁セシメラレ候方、彼我之便益ト存候、

ここでも宮内省赤坂離宮内に「多数ノ人士」が出入りする点が問題視されている。宮内省では旧藩事蹟取調所を省外に移転させ、これまで支給してきた消耗品や給仕等の使役人員を廃止する方向性を打ち出したのである。廃止する経費と、新たな事務所経費の相当額として月二五円を増額し、計一二五円が国事始末取調費として支給されることになったのである。

もつとも、旧藩事蹟取調所の省外移転は実現せず、宮内省も現状追認せざるをえなかったようである。明治二十七年五月七日、宮内省は旧藩事蹟取調所の取調員一二名から提出されていた国事始末取調の「御下与金継統願」を許可して一ヶ年の事業延長を認めているが、その際「事務所之儀ハ従前之俵被差置」ていることを理由に、事務所相当費一〇円を減額した月一一五円へと支給額を変更しているからである。³⁹結局、旧藩事蹟取調所は明治三十二年一月二十八日に三年町の図書寮内に移転、⁴⁰事業終了後も「旧藩事蹟取調所史談会」として使用され、明治三十七年十一月には霞関離宮内に移転する⁴¹など、⁴²明治三十九年七月六日に文部省内に移動するまで宮内省施設の利用は続くことになる。

国事始末取調費の変遷を整理すると、明治二十六年五月以降が月額一〇〇円、明治二十七年一月以降が月額一二五円、同年五月以降が月額一一五円である。

三 旧藩事蹟取調所（史談会）の活動の整備

思惑の違いは大きかったが、宮内省から国事始末取調費が支給されることにより、旧藩事蹟取調所における史談会の活動も体制整備が図られる。本来

なら史談会が目指した全国的な史料収集の構想まで含んだ分析も必要だが、本稿ではあくまで宮内省の対応が判明する事例のみにとどめ、詳細は別稿に譲ることにする。

以下、旧藩事蹟取調所を中心とした史談会の活動を列挙すると、明治二十六年五月二十三日に宮内省に提出された「国事始末取調順序」(全八ヶ条)第一ヶ条で「旧藩事蹟取調所ハ史料ノ蒐集・謄写并ニ史談ノ速記ニ従事スルコト」とされ、史料収集と談話速記が車の両輪として規定された。また、史談会は取り扱う年代の始期を宮内省が指示した嘉永六年から拡大させ、孝明天皇誕生の天保二年(一八三一)から明治四年までの四一年間とした。それに対応させて「近世歴史綱領」を印刷配布し、入会大名華族家の史料収集作業の基準を提示し、さらに東京以外での活動拠点として、京都史談会支部・仙台史談会支部を設置するなど、明治維新の際に対立した側の藩からも積極的に史料収集することを目指している。

これらは、将来的に明治維新を中心とした歴史編纂事業が実現することを想定し、そのための正確な材料を提供できるようにすることを目的とした。そのため、史談会は全国的な史料収集作業の国家事業化を目標とし、政府に対して国庫補助金支給の請願を繰り返すことになる。年間四万円を七ヶ年間支給されることを要望するなど、大規模計画を立てていたが、何度も繰り返される史談会の請願に対し、結局政府が採用することはなかった。⁽⁴⁴⁾

四 史談会の「終局」と宮内省

政府からの国庫補助金支給実現が行き詰まるなか、史談会は宮内省に下賜

金を要望することになる。明治三十年七月二十日、史談会副会長池田茂政・東久世通禧は宮内大臣土方久元に対し、「史談会補助金」として年一万二千円を七ヶ年間支給されることを願ひ出た。七ヶ年という期限は政府に対して要望してきた史談会の事業計画と合致する。しかし、その後宮内省から反応はなく、内々に採用困難との感触を得た史談会は、同年十二月に願書を再提出する。そこでは要求内容を低く設定し、「応答ノ金額」下賜のみに変更されていた。実際に明治三十一年一月十七日に史談会に下賜された金額は二五〇〇円のみだった。⁽⁴⁵⁾

宮内省からも十分な支援を得られなかった史談会は、政府からの国庫補助金支給を実現するため、会を法人化することにした。そのため、これまでの史談会としての活動に一旦終止符を打ち、史料収集の期限を明治三十二年十二月までとすることを決める。明治三十二年十一月四日、史談会副会長東久世通禧は宮内大臣田中光顕に、史談会事業の「終局」を急ぐための「此度限り御下賜金」を願ひ出、宮内省は二〇〇〇円を下賜している。⁽⁴⁶⁾

同時に史談会は宮内省に「史談会事業終局ニ付上申」を提出し、「先年ノ御達命」により宮内省に提出された旧藩事蹟取調書類の史談会への「御下渡」と、今後提出される書類を「直接史談会へ為差出」せてほしいと希望している。旧藩事蹟取調書類を史談会に集約する案といえる。しかし、宮内省では以下の伺文書が大臣決裁され、史談会の上申を拒否している。

史談会副会長ヨリ史談会事業終局ニ付、別紙之通上申候処、該会之義ハ旧藩々諸家之編纂委員等ノ設立ニ係ル私会ニ有之候得者、諸家ヨリ呈出ノ書類ヲ御貸与相成候義ハ不都合無之候得共、下渡切之義ハ不可然、且ツ又便宜上、自今進達ノ分、直接該会へ為差出候義ハ御聴許難相成筋ニ

有之候間、左案ヲ以テ会長へ通牒方取計可然哉、此段相伺候也、⁽⁴⁷⁾
すなわち、史談会は宮内省にとって「私会」にすぎず、提出書類の貸与は可能だが「下渡」(移管)は不可で、今後の書類提出先を史談会に変更することも認められないとするものだった。史談会を「私会」と区別する宮内省の姿勢は、一貫していたといえる。

結局、史談会の法人化も実現せず、そのまま活動を継続することになる。

五 旧藩事蹟取調事業の終了

【第二グループ】以下の旧藩事蹟取調事業は一ケ年では到底終了せず、一年ごとに七回の延長を重ねた。延長を繰り返したのは特命四家【第一グループ】も同様で、三年ごとの延長を繰り返している。両者の延長状況をまとめたのが【表 特命四家および【第二グループ】以下の延長一覧】である。

【第二グループ】以下の事蹟調査に転機が訪れるのは明治三十四年である。四月十二日付で旧藩事蹟取調所取調掛総代四名が、明治三十五年五月までの一ケ年延長を請願したが、宮内省は八度目の延長を認めなかった。

旧藩事蹟取調事業整理期延長之儀、別紙之通願出候処、抑右取調事業之儀ハ、去ル明治二十六年ニ於テ、嘉永癸丑以来旧各藩国事ニ関スル事蹟取調方ヲ足立東宮亮へ被命、一ケ年ニテ完結スヘキ見込ヲ以テ、之ニ従事セシヲ始メトシ、右ニ関スル費用モ下付セラレタル処、爾来容易ニ結了ニ至ラス、終ニ本年四月マテ毎年継続ヲ願出ニ付、無余儀御聞届相成居、殊ニ一昨三十二年及昨三十三年延期願出候節ハ、両度共事業完結方

ニ付、特ニ注意ヲ与ヘラレタル次第ニ有之、然ルニ其事業于今整理ニ至ラス、又々明年五月迄延期之儀願出候へ共、之ヲ既往ノ実蹟ニ徴スルニ、往再歲月ヲ経過シ、何レノ日ニ於テ完結スルヤ否、予期セラレ難ク候間、継続調査之儀ハ一時中止セラレ、目下編輯ノ書類ハ図書寮ニ差出サシメ、同寮ニ於テ除口ニ整理セシメラレ候方可然哉、仰高裁候也、⁽⁴⁸⁾

この何文書は明治三十四年四月二十二日に内事課で起案され、内事課長・図書頭・宮内次官・宮内大臣に決裁された。翌二十三日、宮内大臣から旧藩事蹟取調主任足立正声に対して、旧藩事蹟取調事業は「当四月限り」で終了し、「編集之書類」は図書寮に差し出すよう命じられたのである。⁽⁴⁹⁾

事業終了までの猶予が約一週間しかないこの命令を受けた取調掛総代らは二十五日、書類の図書寮引継ぎ期限を八ヶ月間延期して十二月まで待つてほしいと請願し、これは認められた。ただし、期限内の整理完了と図書寮引継ぎを実行するよう重ねて命じられていた。⁽⁵⁰⁾

こうして旧藩事蹟取調事業は明治三十四年十二月までと期限が設定された。その十二月十二日、足立正声は宮内大臣に対して次のように伺いを立てている。

本年五月一日付ヲ以テ旧藩事蹟取調書類、本年十二月迄ニ整理、図書寮へ引継候様御達之趣敬承候処、旧藩諸家より兼而本省御達ニ基キ差出居候書類ハ固より期限内ニ引継可申存候へトモ、其他ニ編集致候書類と申者ハ曾テ無之、尤モ旧藩諸家各自ノ事蹟編纂ニ就キ、下調材料トシテ取調所ニ於テ数ヶ年間ニ或ハ謄写シ、或ハ購得シ、又ハ他ノ方法ニ依リ蒐集致候種々雑駁ノ書冊ハ依然堆積、即チ別紙目錄之通ニ有之候へトモ、是等ハ本省ノ御達ニ基キ編述候者ニ無之、其性質元ヨリ相異リ候故、挙

テ圖書寮へ可引継筋合ニ無之者ト認め候条、此分ハ別種ノ書類トシテ其
 旧藩事蹟取調事業ヲ繼承スヘキ史談会ニ而保存為致候而可然哉ト存候、
 此段奉候也、⁽⁵¹⁾

この伺文書から得られる情報は多い。①宮内省の達に基づいて提出された書類は当然期限内に図書寮に引き継ぐ。②その他に編集した書類は存在しない。③しかし、旧藩諸家が各自の事蹟編纂のための「下調材料」として謄写・購入・収集した「種々雑駁ノ書冊」は「別紙目録」の通り旧藩事蹟取調所に堆積している。④これらは宮内省の達に基づいて「編述」したものでない、図書寮に引き継ぐべきものではないと認められる。⑤そのため「別種ノ書類」として、旧藩事蹟取調事業を繼承すべき史談会に保存させるべき、となる。

重要なのは③と⑤である。すでに宮内省に提出されて内事課で保管されている旧藩事蹟取調書類とは別に、旧藩事蹟取調所には各家の編輯員が収集した「下調材料」が堆積していた。この史料群こそ、史談会が発足以来収集整理してきた史料で、上記引用文中の「別紙目録」に該当する「旧藩事蹟取調所蒐集史料書目」⁽⁵²⁾には約三六〇〇点がイロハ順に整然と掲載されている。

しかし、宮内省はこれらを図書寮への引継対象からはずし、代わりに史談会に保存させることにした。宮内省は事業終了段階になって、初めて史談会のことを旧藩事蹟取調事業を「繼承スヘキ」組織として認知したことになる。この伺文書は決裁され、同月二十七日付で宮内大臣から足立正声に対し、「史談会ノ内願」であれば書類を下付するよう命じられた。⁽⁵³⁾ また翌日、旧藩諸家がすでに宮内省に提出し、内事課が保管していた「旧藩事蹟取調書類」の図書寮への引継ぎが完了した。

翌月十四日、明治二十二年以来従事した旧藩事蹟取調掛が「昨年十二月限り」で廃止されたことから、主簿官足立正声に「手当」として金二〇〇円が下賜された。⁽⁵⁴⁾ 明治三十四年十二月をもって、宮内省による旧藩事蹟取調事業（第二グループ以下）は終了した。特命四家（第一グループ）が終了する明治三十六年十一月より約二年も早くに打ち切られていたことになる。

なお、収集史料を保管することになった史談会はその後も政府に対して国庫補助金支給を請願するが成功せず、明治三十八年十二月、史談会長由利公正は史談会収集史料計二五五六冊を文部省に寄贈した。同省はこれを東京帝國大学に交付し、文科大学史料編纂掛で保管されることになり、史料目録が明治三十九年四月十三日付『官報』の学事欄に掲載された。⁽⁵⁵⁾ 本来、二つの史料群は密接不可分な関係にあったのだが、上記の経過によって現在宮内庁書陵部と東京大学史料編纂所に分散保存されることになったのである（「旧藩事蹟取調書類と史談会本の概念図」）。

小括

宮内省による旧藩事蹟取調事業の展開過程と、宮内省と史談会の関係性について分析してきた。全大名華族への国事関係書類の提出命令は、一見すると宮内省が大規模事業を企図していたようにみえるが、それはあくまで外見上のことで、内実は全国的な史料収集事業を目指す一部の編輯員（史談会）と、その史談会を「私会」として区別し、小規模な史料整理で十分と判断していた宮内省の間に非常に大きな溝があった。少なくとも、宮内省の公文書からは、同省が議会制の導入を意識して歴史編纂に取り組み意図があったと

は考えにくい。むしろ明治天皇の個人的関心なども確認でき、宮内省が長期的展望を持って事業を開始したわけではないことは明らかであろう。

それでは、このような事業について、大名華族側はどのように解釈し、対応しようとしたのだろうか。宮内省に国事関係書類を提出した家、書類は存在しないと回答した家、宮内省に提出しなかったが史談会には史料提供していた家、編纂物を作成したにもかかわらず宮内省に提出しなかった家など、大名華族のなかでも反応は一様ではない。

続稿では、分散保存されている宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵の旧藩事蹟取調書類と、東京大学史料編纂所所蔵の史談会本を相互に分析することによって、これらの問題を説明していきたい。

註

- (1) 大久保利謙「王政復古史観と旧藩史観・藩閥史観」(『大久保利謙歴史著作集 七 日本近代史学の成立』(吉川弘文館、一九八八年。初出は一九五九年))。
- (2) 宮地正人「政治と歴史学―明治期の維新史研究を手掛りとして―」(西川正雄・小谷汪之編『現代歴史学入門』(東京大学出版会、一九八七年))。
- (3) 田中彰『明治維新観の研究』(北海道大学図書刊行会、一九八七年)。その史談会についても、『史談(会)速記録』などから、維新の経験者から談話聴取することを目的とした団体という評価が一般的で、史料収集活動を主目的にしていた側面は現在の研究でも見落とされがちである。
- (4) 書陵部展示会図録『史書の世界』(宮内庁書陵部、二〇〇一年)。寺尾美保「明治期島津家における家史編纂事業―大名華族による「国事軼掌」始末取調―」(松沢裕作編『近代日本のヒストリオグラフィ―』(山川出版社、二〇一五年))。広田暢久「毛利家編纂事業史(其の一)」(『山口県文書館研究紀要』三号、一九七四年)。同「毛利家編纂事業史(其の二)」(同右、六号、一九七九年)。石井裕

「水戸藩史料の編纂と徳川斉昭の贈位―明治期における水戸藩の顕彰―」(羽賀祥二編『近代日本の歴史意識』(吉川弘文館、二〇一八年))。

(5) 堀井美里「近代以降の石川県における史料蒐集の動向」(『金沢大学資料館紀要』五号、二〇一〇年)が、金沢藩前田家の編纂事業について触れている。

(6) 福岡藩黒田家に関する日比野利信「維新の記憶―福岡藩を中心として―」(明治維新史学会編『明治維新と歴史認識』(吉川弘文館、二〇〇五年))は、直接的には宮内省の旧藩事蹟取調事業を分析対象にしていない。しかし、幕末期に激しい藩内抗争を繰り返した福岡藩黒田家が、どれだけ勤王だったかを強調する「物語」(『旧藩史観』)に明治維新観を収斂させる動向を明らかにしている。前掲石井裕「水戸藩史料の編纂と徳川斉昭の贈位」では、水戸徳川家が宮内省の命令を契機に編纂した「水戸藩史料」には、幕末期の藩主徳川斉昭の贈位を実現するという目的があったことを指摘している。これは大名華族側が宮内省の命令を梃子に自家の目的を達成させた側面があったことを示しており、宮内省命令が大名華族家によってどのような読み替えられたか、という視点を提供している。

(7) 庶務課・内事課「明治十二〜二十三年 殉難者及旧藩事蹟取調録」(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号五三二)、明治二十一年第一号文書。

(8) 同右。以下、引用史料は常用漢字を使用し、適宜読点・中略記号・傍線等を付した。罫字は一字空け、平出は二字空けとした。

(9) 史談会編『近世史料編纂事業録 附史談会設立顛末』(一八九三年)、四頁。

(10) 前掲宮地正人「政治と歴史学」。岩壁義光「宮内省の事蹟調査と『孝明天皇紀』編纂」(『史潮』六三三号、二〇〇八年)。

(11) 「明治二十一年 上京日記帳」(鹿児島歴史資料センター黎明館所蔵「玉里島津家資料」一〇〇四七五―〇〇二)六月十四日条。「明治天皇紀」七(吉川弘文館、一九七二年)、八六〜八七頁。

(12) 『明治天皇紀』七、一〇一〜一〇二頁。

(13) 史談会編『近世史料編纂事業録 附史談会設立顛末』、五〜六頁。

(14) 前掲「明治十二〜二十三年 殉難者及旧藩事蹟取調録」明治二十二年第一号

- 文書。
- (15) 明治二十二年十二月付久邇宮家令宛秋月胤永書簡(「朝彦親王行実資料」五八 御行実編輯料三九 黒塗御紋付文箱御宸翰其他(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号三四二〇九))。
- (16) 「徳大寺実則日記」二五(宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵。函架番号C一一一四九)、明治二十二年八月十五日条。「明治天皇内廷御書類目録 第一種詳細目録」十一(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号三七二二一)。
- (17) 後になるが、明治二十九年八月十七日、島津家編輯員による京都の近衛家文書調査で確認された孝明天皇宸翰が明治天皇に提出されている(『史談速記録』第四十八輯)。
- (18) 前掲「明治十二〜二十三年 殉難者及旧藩事蹟取調録」明治二十三年第二号文書。
- (19) 図書寮「明治二十三年 帝室例規類纂稿本」一四〇 図書門 出版・編纂(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号三三八四一四〇)。
- (20) 内事課「明治二十三〜二十四年 重要雜録」(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号三三二六五) 明治二十四年第一〇号文書。
- (21) 内事課「明治二十四年 殉難者及旧藩事蹟取調録」(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号五三三二)、第三号文書。
- (22) 同右、第五号文書。
- (23) 同右、第六号文書。
- (24) 内事課「明治二十五年 殉難者及旧藩事蹟取調録」(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号五三三三) 第三号文書。
- (25) 内事課「明治二十六〜四十三年 殉難者及旧藩事蹟取調録」(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号五三三四)、明治二十六年第三号文書。
- (26) 同右、明治二十七年第一号文書。
- (27) 明治二十四年七月六日付内事課次長齋藤桃太郎宛足立正声書簡(前掲「明治二十四年 殉難者及旧藩事蹟取調録」第六号文書所収)。
- (28) 「旧藩事蹟取調所紀事」二(山口県文書館所蔵。請求番号九諸省四二七)、明治二十四年十月二十七日条。
- (29) 前掲『近世史料編纂事業録 附史談会設立顛末』、五三〜六六頁。
- (30) 同右、一〇四〜一〇六頁。
- (31) 同右、一三三〜一四一頁。
- (32) 同右、一四七〜一五四頁。
- (33) 同右、一〇四頁。前掲「旧藩事蹟取調所紀事」二、明治二十五年三月七日条、同十一日条。
- (34) 前掲「明治二十五年 殉難者及旧藩事蹟取調録」第二号文書。なお、字句修正の多い案文のため、引用は修正後の文章とする。
- (35) たとえば、『史談会速記録』に掲載された各談話聴取(速記)の開催場所をみると、多くが旧藩事蹟取調所で行われていることが確認できる。
- (36) 内事課「明治二十八年 恩賜録」一(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号二〇六一)、第一七号文書所収。
- (37) 前掲「明治二十六〜四十三年 殉難者及旧藩事蹟取調録」明治三十年第三号文書「旧藩事蹟取調ニ係ル沿革」所収。なお、史談会側は自らを「諸家編集員及び篤志の人々か一堂に会し、史談を為すの傍、懇親を結ぶの会」であって「史料収集を掌るの場所」ではないと定義していた。代わりに旧藩事蹟取調所は「史談会加入諸家編集員」が定期的に会同して「史料を交換し、事実を討詢する所」なので「史談会中、史料取調の局部と見做す」と、旧藩事蹟取調所を史談会の一部局と捉えていた(前掲『近世史料編纂事業録 附史談会設立顛末』、一五五〜一五六頁)。本文で述べた通り、宮内省側とは正反対の認識だったことがわかる。
- (38) 前掲「明治二十八年 恩賜録」一、第一七号文書。内事課次長起案で、内事課長・内蔵頭・調査課長などを経て宮内大臣が決裁した。
- (39) 同右。
- (40) 前掲「明治二十六〜四十三年 殉難者及旧藩事蹟取調録」明治三十二年第一

号文書。

- (41) 内事課「明治三十六～四十年 土地建物録」(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号四七二)、明治三十七年第四号文書。
- (42) 同右、明治三十九年第五号文書。
- (43) 前掲「明治二十八年 恩賜録」一、第一七号文書。
- (44) 史談会による国庫補助金支給請願の概要は、『史談速記録』第二〇五輯(史談会、一九一〇年)所収「史談会国庫補助建議ノ顛末」を参照のこと。
- (45) 以上、内事課「明治三十一年 恩賜録」一(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号二〇九一)第三号文書。『史談速記録』第五十九輯、四～六頁。第六十四輯、一三～一八頁。
- (46) 内事課「明治三十二年 恩賜録」四(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号二一〇一四)第一一九号文書。宮内省との交渉過程で要求内容が削減されたことは前掲宮地正人「政治と歴史学」参照。
- (47) 以上、「史談会事業終局ニ付上申」も含めて、内事課「明治三十三年 例規録」(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号三八九)第五号文書。
- (48) 内事課「明治三十四年 恩賜録」二(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵、識別番号二二二二)第四六号文書。
- (49) 内事課「明治三十四～三十五年 重要雜録」(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号二三二七二)明治三十四年第二九号文書。
- (50) 前掲「明治二十六～四十三年 殉難者及旧藩事蹟取調録」明治三十四年第一号文書。
- (51) 前掲内事課「明治三十四～三十五年 重要雜録」明治三十四年第二九号文書。
- (52) 前掲「明治二十六～四十三年 殉難者及旧藩事蹟取調録」明治三十四年第四号文書。
- (53) 同右。もつとも、起案段階では「書類ハ何之通り、一切史談会へ下付スベシ」とあったものが、決裁時には「書類ハ史談会ノ内願ニ候ハ、同会へ下付スベシ」と、宮内省が自発的に下付したわけではないことを明確にする修正がなされている。

る。

(54) 内事課「明治三十五年 恩賜録」一(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号二二三一一)第七号文書。

(55) この史料群から関東大震災で焼失したものを除いたものが、現在東京大学史料編纂所に所蔵される「史談会本」である。

〔付記〕

本稿は、東京大学史料編纂所共同利用・共同研究拠点における特定共同研究「史料編纂所所蔵維新関係貴重史料の研究資源化」(二〇一九年度)の成果の一部である。

【表】特命四家および【第2グループ】以下の延長一覧

元号	年	月	日	特命四家【第1グループ】	【第2グループ】以下
明治	21	7	10	公爵毛利元徳・公爵島津忠義・侯爵徳川篤敬・侯爵山内豊景に、嘉永6年～明治4年までの「其旧藩ニ於テ国事ニ執掌セシ始末詳細取調、向三ヶ年ヲ期シ編製可致旨 御沙汰」が伝えられる。この年12月～明治24年6月まで、年1000円下賜【第1グループ】	
明治	22	7	1		公爵徳川家達（徳川宗家）・侯爵浅野長勲（広島）・侯爵松平茂昭（越前）・侯爵徳川義礼（尾張）・子爵松平定教（桑名）・子爵松平容大（会津）に、嘉永6年～明治4年までの「其旧藩ニ於テ国事并ニ時勢ニ関スル文書類、当時ノ秘密ニ属スルモノ」でも「取捨ナク、其但取束ネ可差出旨 御沙汰」が達せられる。【第2グループ】 以降、明治27年1月までに【第8グループ】まで提出命令が下される。
明治	24	6	13	公爵島津忠義ほか三家が願ひ出していた「旧藩事蹟編纂事業」の延長が許可。補助金下賜は打ち切り【第1グループ】 第1回延長許可	
明治	26	5	8		国事始末取調費（月額100円。明治27年1月から125円）の支給開始。期限は1年。
明治	27	5	7		旧藩事蹟取調所取調委員の下賜金継続願に対し、事務所費を削減した月115円の旧藩事蹟取調主任足立正声への支給が決定（向こう1ヶ年）。【第2グループ】 以下第1回延長許可
明治	27	6	25	公爵毛利元徳・公爵島津忠義・公爵徳川篤敬・侯爵山内豊景後見人伯爵上杉茂憲、「旧藩事蹟調査差出方延期再願」を宮内大臣土方久元に提出。翌日3ヶ年延長が許可【第1グループ】 第2回延長許可	
明治	28	4	2		取調員長森敬斐以下21名、宮内大臣土方久元に対し、向こう1ヶ年の「御下与金継続願」を提出。22日に許可。【第2グループ】 以下第2回延長許可
明治	29	4	4		佐々木千尋以下23名、宮内大臣土方久元に対し、向こう1ヶ年の「御下与金継続願」を提出。9日許可。【第2グループ】 以下第3回延長許可
明治	29	11	—		旧藩事蹟取調掛事務取扱東宮亮足立正声、宮内大臣土方久元に対し、明治30年5月以降も1ヶ年の「国事始末取調費」支給を「一同懇願」していると許可を求める。12月2日付で【第2グループ】 以下第4回延長許可
明治	30	6	4	宮内大臣土方久元、公爵島津忠義・公爵毛利元昭・侯爵山内豊景・侯爵徳川篤敬の「旧藩事蹟取調延期願」（5月付）に対して、3ヶ年延長を許可。【第1グループ】 第3回延長許可	
明治	30	11	2		市来四郎以下23名、宮内大臣土方久元に対し、明治31年5月より1ヶ年間の「御下賜金継続願」を提出。13日許可。【第2グループ】 以下第5回延長許可
明治	32	4	29		内事課長、旧藩事蹟取調主任足立正声に対し、国事始末取調費の1ヶ年継続は認めるが、既に数度延長しているので「此上出願」することがないように「予テ御含置」くようにと通知。【第2グループ】 以下第6回延長許可
明治	33	7	27	宮内大臣、公爵毛利元昭・公爵島津忠義後見人男爵島津珍彦・侯爵山内豊景・公爵徳川圀順後見人徳川聡子の3ヶ年延長願（6月22日付）に対し、許可するが「期間中、草稿ノ俛」でも良いので「一先ッ」提出するよう指令。【第1グループ】 第4回延長許可	
明治	33	7	27		旧藩事蹟取調主任足立正声への国事始末取調費支給延長が許可。【第2グループ】 以下第7回延長許可 同時に内事課長より足立正声に対し、明治34年4月迄の間に「事業完結」するよう通知される。
明治	34	5	1		宮内大臣田中光顕より旧藩事蹟取調主任足立正声に対し、旧藩事蹟取調書類の提出期限を猶予（今年12月まで）するが、期限内に整理して図書寮に引き継ぐよう命じられる。
明治	34	12	28		宮内大臣の命により、「旧藩事蹟取調書類」の図書寮引継ぎが完了。 旧藩事蹟取調事業（【第2グループ】以下）の終了
明治	36	11	10	島津家・毛利家・山内家・水戸徳川家より提出の「薩藩史料」他が「御覧済、御下」げとなり、内事課より図書寮に回付される。 特命四家（【第1グループ】）の終了	

※内事課「明治12～23年 殉難者及旧藩事蹟取調録」（識別番号531）明治21年第1号文書。内事課「明治24年 殉難者及旧藩事蹟取調録」（識別番号532）第3号文書。内事課「明治25年 殉難者及旧藩事蹟取調録」（識別番号533）第3号文書。内事課「明治26～43年 殉難者及旧藩事蹟取調録」（識別番号534）明治27年第4号文書。内事課「明治28年 恩賜録」1（識別番号206-1）第17号文書。内事課「明治29年 恩賜録」1（識別番号207-1）第16号文書。内事課「明治29年 恩賜録」3（識別番号207-3）第75号文書。内事課「明治30年 恩賜録」3（識別番号208-3）第79号文書。内事課「明治32年 恩賜録」1（識別番号210-1）第36号文書。内事課「明治33年 恩賜録」2（識別番号211-2）第79号文書。内事課「明治34年 恩賜録」2（識別番号212-2）第46号文書。内事課「明治34～35年 重要雑録」（識別番号23272）明治34年第29号文書。

【図】 旧藩事蹟取調書類と史談会本の概念図

